

応募案内

(こどもの居場所設置・運営事業（児童育成支援拠点事業）業務委託)

この応募案内は、公益財団法人こども財団（以下「本財団」という。）が実施する公募型プロポーザル方式業務委託の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

本業務は、明石市からの委託事業となるため、明石市の選定方法に準じた形で実施します。このため、地方自治法、同法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上、参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

公募型プロポーザル方式業務委託（以下「公募型プロポーザル方式」という。）に係る申請書類等に虚偽の記載をし、本財団が業務の契約相手方として不適当と判断したときは、無効とします。

3 参加申請書等の作成要領

参加申請書等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください）を記載し、代表者印を押印してください。
- (2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (3) 参考業務費内訳書の作成にあたっては、必ず参考見積金額と合致させてください。また、値引きの計上や端数処理により参考見積金額と合致させることは認めません。
- (4) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加申請書等も可とします。ただし、フリクションペン（消せるボールペン）は使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。
- (5) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項を十分に確認してください。不備がある場合は無効となります。

なお、持参による提出は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）で、郵便局が配達し、本財団が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

(1) 参加申請書等の送付封筒

参加申請書等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。

- ① 業務名
- ② 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名

(2) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書

- ③ 日付（郵便局窓口持参日を記載）
- ④ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名

- ⑤ 押印（代表者印を使用）
- ⑥ 電話番号等の現場責任者の連絡先

(3) 参考見積書

- ⑦ 業務名
- ⑧ 見積金額（必ず頭に¥を記載すること。）
- ⑨ 日付（参加申請書等の受付終了日）
- ⑩ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ⑪ 押印（代表者印を使用）

(4) 参考業務費内訳書（表紙については指定様式を使用すること。）

- ⑫ 業務名
- ⑬ 参加申請者（見積者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ⑭ 押印（見積者の代表者印を使用）

(5) 明石市税の滞納がないことを証する完納証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付の原本に限る。

(6) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付の原本に限る。

- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）を提出すること。

5 異議の申し立て

参加申請者は公募型プロポーザル方式の実施後、この応募案内及び関係法令等の公募型プロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により参加申請書等が本財団に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、本財団に請求することはできません。

お問い合わせ先：公益財団法人こども財団

TEL：078-920-9670

FAX：078-920-9671